

後期高齢者医療制度



後期高齢者医療制度の対象は次の人です。

- 満75歳の誕生日を迎えた人
- 65歳以上75歳未満で一定の障がいについて広域連合の認定を受けた人

問い合わせ先 福岡県後期高齢者医療広域連合 ☎651-3111 役場住民課 ☎963-1733 (直)

7月中旬に保険料の決定通知を郵送します

保険料は、令和元年中の所得金額と世帯の状況を基に算定し、決定します。

【保険料の納付方法】

原則として特別徴収(年金天引き)です。

しかし、年金受給額などにより普通徴収(納付書払いや口座振替)に変わっていることがあるため、必ず決定通知書を確認してください。

年金天引きや納付書払いから口座振替への変更を希望する人は、役場住民課にお問い合わせください。国民健康保険で口座振替を利用していた人が、引き続き後期高齢者医療制度でも口座振替を希望する場合は、再度申請が必要です。

均等割額

5万5,687円

+

所得割額

総所得金額等
- 33万円
(基礎控除額) × 10.77%
(所得割率)

保険料は、被保険者個人ごとにかかります。被保険者全員が負担する「被保険者均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額が保険料になります。年額64万円が上限です。

世帯の所得状況に応じて、保険料は軽減されます

【均等割額の軽減】

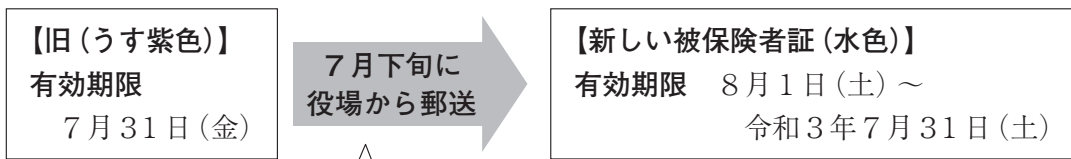
同一世帯内の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額の合計額	均等割額の軽減割合	軽減後の均等割額(年額)
33万円以下	7.75割	1万2,529円
33万円(基礎控除額)以下で、かつ被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)	7割	1万6,706円
[33万円(基礎控除額) + 28万5,000円 × 被保険者数]以下	5割	2万7,843円
[33万円(基礎控除額) + 52万円 × 被保険者数]以下	2割	4万4,549円

【被用者保険の被扶養者だった人の保険料】

後期高齢者医療制度に加入する前日まで、会社などの健康保険の被扶養者だった人は、被保険者均等割額が5割軽減となります。また、所得割額はかかりません。

被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合のことです。国民健康保険、国民健康保険組合は該当しません。

8月1日から被保険者証が「水色」になります



7月31日（金）までに届かない場合は、役場住民課にお問い合わせください。
 ※滞納がある場合などは受け取りに来ていただくことがあります。

限度額適用・標準負担額減額認定証の更新は8月です

【限度額適用・標準負担額減額認定証とは】

入院の費用を医療機関の窓口で支払うときに、あらかじめ自己負担を軽減することができます。

【対象】

世帯全員が住民税非課税である人

【更新の場合】

本年度も対象となる人には7月下旬に郵送します。

新規申し込みの際は、役場で手続きが必要です。

【必要なもの】

被保険者証・認印、マイナンバーがわかるもの

【申込先】

役場住民課

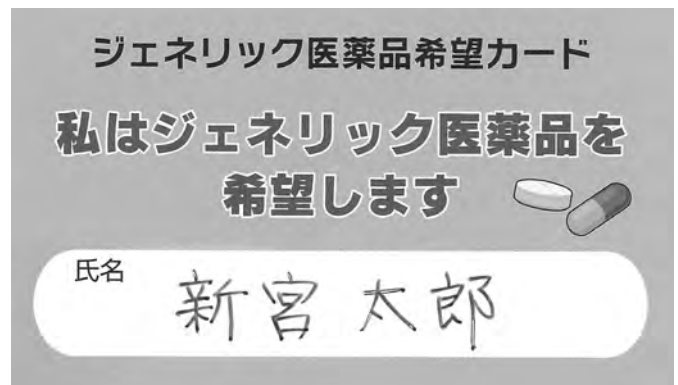


薬代軽減のためのポイント ジェネリック医薬品（後発医薬品）をご存知ですか

福岡県の後期高齢者1人当たりの医療費は全国1位で、保険料も高くなっています。ジェネリック医薬品を使うと、薬代の軽減につながります。ジェネリック医薬品への切り替えについては、まずは医師や薬剤師にご相談ください。

【ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは】

最初に作られた薬（先発医薬品）の特許期間が過ぎたあとに、厚生労働省の認可のもと製造・販売される薬のことです。先発医薬品と同じ有効成分を使った、品質、効き目、安全性が同等で、低価格な薬です。



▲役場住民課の窓口で配布しています